明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

一　豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）第一条第七号

二　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第四条第三号

三　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第一号チ

四　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第七条第九号

五　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第六条第五号

（活動火山対策特別措置法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「同条第十一項」を「同条第十二項」に改める。

一　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第四条第七号

二　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二第四号チ

（大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正）

第十五条　次に掲げる政令の規定中「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

一　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

二　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第十六条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「同条第十項の共同生活介護、同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、同条第四号の三中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十七条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「、共同生活介護」を削り、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十七項」を「同条第二十六項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第十八条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「同条第十項に規定する共同生活介護、同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改める。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第十九条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改める。

附則第三条第三項中「第五条第二十項」を「第五条第二十三項」に改める。

（津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正）

第二十条　津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成二十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号及び第二十一条第一号中「、共同生活介護」を削る。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第二十一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十一条第二号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）第六条第六項の規定により地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であって、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第十七条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第六号に掲げる障害福祉サービス事業（共同生活介護を行う事業に限る。）の用に供する施設を整備するものについては、同日において当該地域住宅計画に記載された公営住宅建替事業であって、当該公営住宅建替事業が施行される土地の区域において新たに第十七条の規定による改正後の同令第二条第六号に掲げる施設を整備するものとみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
国土交通大臣　太田　昭宏
防衛大臣　小野寺五典

省　令

○経済産業省令第五十七号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、工業統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月二十七日

経済産業大臣　茂木　敏充

工業統計調査規則の一部を改正する省令

工業統計調査規則（平成二十四年経済産業省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「工業統計調査」を「工業統計」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

第四条第一項　工業調査は法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類Ｅ―製造業に属する事業所について行う。ただし、次項に規定する警戒区域等をその区域に含む調査区分にある事業所（避難解除等区域（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四条第五号に規定する避難解除等区域をいう。）にある事業所を除く。）、国に属する事業所及び従業員三人以下の事業所については、この限りでない。

第四条第二項中「前項」の下に「ただし書」を加える。

第八条中「経済産業大臣が指定する企業（以下「本社一括調査企業」という。）」を「二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体のうち経済産業大臣が指定した企業（以下「本社一括調査企業」という。）」に改める。

第十条第一項中「従業者が二百人以上の事業所（本社一括調査企業に属する事業所を除く。以下「国直轄事業所調査事業所」という。）」を「国直送調査事業所（二以上の事業所を有する個人又は法人その他の団体の事業所のうち本社一括調査企業に属する事業所を除いたものをいう。以下同じ。）」に改め、同条中「国直轄事業所調査事業所」を「国直送調査事業所」に改める。

第十一条中「国直轄事業所調査事業所」を「国直送調査事業所」に改める。

第十二の二を削る。

第十七条第四項中「国直轄事業所調査事業所」を「国直送調査事業所」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　二七二円（本体二六〇円）　（配送料別）